

刈谷市 成年後見支援センター

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分なため、自分ひとりでは契約や財産管理等をすることが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「成年後見制度」利用のお手伝いをします。

このようなことで困っていませんか？

財産のこと

- もの忘れがあり、自分でお金の管理ができない。
- 訪問販売や悪徳商法の被害を頻繁に受けている。
- 年金が本人のために使われていない。



契約のこと

- 福祉のサービスを利用したいが、自分で契約の手続きができない。
- 施設の入所を考えているが、ひとりで決めることが不安。



将来のこと



- 自分に何かあった時に障害のある息子の生活が心配。
- 身寄りがないので今後のことが心配。

制度のこと

- 成年後見制度について詳しく知りたい。
- 成年後見制度を利用したいが、手続きが難しそう。



まずは
お電話ください

☎0566-23-6954

受付
時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休み)

刈谷市成年後見支援センター
〔高齢者福祉センターひまわり内〕
〒448-0024 刈谷市下重原町3丁目120番地

運営：社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会

刈谷市成年後見支援センターでは このような業務を行っています。

相 談

- 判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、将来について一緒に考えます。
- 相談内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるよう支援します。



手続き支援

- 「成年後見制度」の利用が必要な方やそのご家族・関係者のみなさんが、制度の利用をしやすくなるよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら、手続きや書類の作成方法等をご説明します。

普及・啓発

- 住民のみなさんに対して「成年後見制度」の理解を深めるための講演会等を開催します。
- 地域の福祉活動に従事する方や福祉サービス関係者に対し、研修会を開催します。
- 「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を広く周知します。

法人後見の受任

- 次のいずれかに該当する場合で他に適切な後見人等を得られないときに、社会福祉協議会が法人として後見人等（後見人・保佐人・補助人）となって支援を行います。
 - ・刈谷市長が法定後見の開始の審判を申立てた場合
 - ・財産上の理由により、後見人等の報酬を継続的に支払うことが困難と想定される場合

成年後見制度とは・・・

認知症、知的障害、精神障害等のために判断能力が不十分な方が、「契約」や「財産管理」をすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないよう支援する人(=後見人等)を設ける制度です。

福祉サービスの利用や入所・入院の契約、不動産や預貯金などの財産管理を代行したり補助することにより、本人の権利と暮らしを守ります。この支援をしてくれる人を「後見人」等と呼びます。

成年後見制度の種類

ご本人にどの程度の支援が必要であるかを家庭裁判所が判断し、「後見」「保佐」「補助」の中から、ご本人の状態にあった支援を決定します。

法定後見制度	後見	判断能力がほとんどない人 日常的な買い物も自分ではできません。 重度の認知症等で、常に介護が必要な状態です。	●日常生活に関する行為を除くすべての法律行為（財産管理や身上監護）を代わってしたり、必要に応じて取消したりします。
	保佐	判断能力が著しく不十分な人 日常的な買い物はできますが、重要な財産行為はできません。本人が自覚しないもの忘れなどがあります。	●申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。 ●「重要な法律行為」に同意したり、取消したりします。
	補助	判断能力が不十分な人 重要な財産行為は誰かに援助してもらう必要があります。もの忘れがあり、本人にもその自覚があります。	●開始手続きなどに、必ず本人の同意が必要です。 ●申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。 ●「重要な法律行為」に同意したり、取消したりします。
	任意後見制度	ひとりで決められます 現在は大丈夫ですが、将来の不安に備えたいと思います。	●公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結びます。 ●判断能力がなくなったときに任意後見契約で定めておいた財産管理や、身上監護に関する法律行為を代わって行います。

■後見人はどのようなことをするの？

大きく分けて次の2つです。

ご本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら

○金銭や不動産等の財産を管理します。(財産管理)

○施設入所契約や介護契約等の法律行為を行います。(身上監護)

※食事の世話や実際の介護等は職務ではありません。



■後見人にはどのような人がなるの？

家庭裁判所が、ご本人にとってだれが最善かを考え後見人を選任します。

後見人に選ばれるのは、ご本人の親・兄弟等の親族の方や、弁護士・

司法書士・行政書士等の専門職、社会福祉協議会等の法人です。

●成年後見制度の利用に関する相談機関のご案内●

○法定後見制度の申立て、申立書類の配布など

名古屋家庭裁判所岡崎支部

岡崎市明大寺町奈良井 3

☎0564-51-8950

【月～金 8:45～17:00】

○成年後見制度に関する法律相談、申立手続きの代理など

愛知県弁護士会

○高齢者・障がい者総合支援センター「アイズ」 **☎052-203-2677**

名古屋市中区三の丸 1-4-2 (愛知県弁護士会館内) 【月～金 10:00～16:00】

○高齢者・障がい者法律相談専用電話

☎052-565-6116

【火・木 10:15～13:00】

○岡崎法律相談センター（予約制）

岡崎市明大寺町字道城ヶ入 34-10

(愛知県弁護士会西三河支部会館内)

☎0564-54-9449

【月～金 9:30～16:30】

○申立手続きに関する相談、後見人候補者の紹介など

公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート愛知支部 **☎052-683-6696**

名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3 (愛知県司法書士会館内) 【月～金 10:00～15:00】

○申立資料作成に関する相談、後見人候補者の紹介など

一般社団法人

コスモス成年後見サポートセンター コスモスあいち **☎052-908-3022**

名古屋市東区葵 1-15-30 (愛知県行政書士会内) 【月～金 9:00～17:00】

○制度利用に関する相談、後見人候補者の紹介など

愛知ばとなあセンター

名古屋市中区千代田 5-2 1-3 (愛知県社会福祉士会館内)

☎052-264-0687

【平 日 10:00～17:00】

○任意後見契約の手続きに関すること

岡崎公証人合同役場

岡崎市羽根町字貴登野 15 岡崎シビックセンター 2F

☎0564-58-8193

【平 日 9:00～17:00】